

厚木市自治基本条例推進委員会委員委嘱式及び令和5年度第2回会議次第

日時 令和5年8月9日（水）午後5時30分から

場所 厚木市役所本庁舎3階 特別会議室

■委嘱式

■第2回会議

1 開会

2 案件

(1) 委員長及び委員長職務代理者の選出について **【資料1】**

(2) 会議等の公開のルール等について **【資料2、資料3】**

(3) 厚木市自治基本条例推進委員会の職務及び活動スケジュール等について **【資料4、資料5】**

(4) 厚木市自治基本条例の運用状況点検の方針について **【資料6】**

(5) 厚木市市民参加条例に基づく令和5年度市民参加手続予定の報告について **【資料7、資料8】**

3 その他

4 閉会

厚木市自治基本条例推進委員会委員名簿

(選出区分、50音順、敬称略)

	氏名	選出区分
委員	うえち いちろう 上地 一郎	学識経験者 松蔭大学 経営文化学部 教授
委員	せきね ゆうき 関根 祐貴	学識経験者 株式会社船井総合研究所 地方創生支援部
委員	かんの あきお 菅野 昭男	コミュニティ団体等の推薦 厚木市ボランティア連絡協議会会計
委員	とみづか さちこ 富塚 幸子	コミュニティ団体等の推薦 厚木商工会議所女性会理事
委員	やまぐち ゆうき 山口 祐幹	コミュニティ団体等の推薦 厚木青年会議所副理事長
委員	やまもと ともあき 山本 智明	コミュニティ団体等の推薦 睦合南地区地域づくり推進委員会
委員	あおき みちお 青木 三千男	公募による市民
委員	なりた まさかず 成田 正一	公募による市民
委員	もりや まさひこ 守屋 昌彦	公募による市民

任期：令和5年7月26日から令和7年7月25日まで

○厚木市自治基本条例推進委員会規則

平成22年12月24日

規則第39号

改正 平成25年 6 月26日規則第39号

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木市自治基本条例（平成22年厚木市条例第25号）第38条第4項の規定に基づき、厚木市自治基本条例推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員会の委員は、12人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 学識経験者
- (3) コミュニティ団体等から推薦された者
(平25規則39・一部改正)

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、厚木市自治基本条例主管課で処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年規則第39号）

この規則は、公布の日から施行する。

厚木市自治基本条例推進委員会の会議等の公開に関するルール

(趣旨)

第1条 このルールは、厚木市自治基本条例推進委員会（以下「委員会」という。）の会議及び会議録の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。
(会議の公開の基準)

第2条 委員会の会議は、厚木市情報公開条例（平成13年厚木市条例第15号。以下この条において「条例」という。）第26条の規定により公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

(1) 条例第7条各号に定める非公開情報（以下「非公開情報」という。）に該当する事項を議題とする場合

(2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に支障が生ずると認められる場合

2 前項の規定により委員会の会議を非公開とする場合は、委員会の委員長（以下「委員長」という。）が委員会に諮って決定する。

(公開の方法等)

第3条 委員会の会議を公開で行う場合は、会議の会場（以下「会場」という。）に傍聴席を設置するものとする。

2 傍聴人の定員は、10人以内とし、会場の規模に応じて定める。

3 傍聴を希望する者が定員を超えた場合は、抽選により傍聴人を決定する。

4 委員長は、委員会の会議を円滑に運営するため、会場の秩序維持に努めるものとし、必要と認めるときは、傍聴人に対して退席を命ずることができる。

(会議開催の周知)

第4条 委員長は、委員会の会議を招集しようとするときは、次に掲げる事項を市ホームページに掲載するとともに、市政情報コーナーに掲示することにより、周知に努めるものとする。

(1) 会議の名称

(2) 会議の開催日時及び会場

(3) 会議の議題

(4) 傍聴人の定員及び受付方法

2 前項の規定による周知は、会議開催日のおおむね2週間前に行うものとする。

(資料の配布及び閲覧)

第5条 委員会の会議の資料（以下「資料」という。）は、傍聴人が会場へ入場する際に配布し、傍聴人が会場を退場する際に会議次第を除く資料の返却を求めるものとする。

(会議録の公開)

第6条 委員会の会議終了後、おおむね2週間以内に会議録を作成し、公開するものとする。

2 前項の規定による公開は、自治基本条例主管課窓口及び市政情報コーナーに会議録を備え置くとともに、市ホームページに掲載することにより行うものとする。

3 前2項の規定により会議録を公開する場合は、資料を添付するものとする。この場合において、資料に非公開情報に該当する事項が含まれる場合については、所要の措置を講ずるものとする。

4 会議録の公開期間は、公開を開始した日から起算して1年間とする。

(庶務)

第7条 委員会の会議等の公開に係る庶務は、自治基本条例主管課が行う。

附 則

このルールは、平成23年7月26日から施行する。

厚木市自治基本条例推進委員会の会議の傍聴に関するルール

(趣旨)

第1条 このルールは、厚木市自治基本条例推進委員会の会議等の公開に関するルール（平成23年7月26日施行。以下「公開ルール」という。）第3条の規定による厚木市自治基本条例推進委員会（以下「委員会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手續)

第2条 委員会の会議（以下「会議」という。）を傍聴しようとする者（以下「傍聴希望者」という。）は、原則として会議開始時刻の10分前までに受付をするものとする。

2 公開ルール第3条第3項の抽選は、傍聴希望者全員でくじ引きを行うものとする。

(傍聴席に入ることができない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当するものは、傍聴席に入ることができない。

- (1) 凶器その他危険物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (4) 前3号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 16歳未満の者は、傍聴席に入ることができない。ただし、保護者が同席し、かつ、委員長が許可した場合は、この限りでない。

(遵守事項)

第4条 傍聴人は、会議の会場（以下「会場」という。）にあつては、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会場における言論に対し拍手との他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 静かに傍聴し、議事の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) はち巻き、腕章等の着用による示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影等の禁止)

第5条 傍聴人は、傍聴席において、撮影し、録画し、又は録音してはならない。ただし、特に委員長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第6条 委員長は、会議を非公開とする決定があつたとき又は会場の秩序を乱すお

それがあると認めるときは、傍聴人に対して退場を命ずることができる。
(係員の指示)

第7条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

附 則

このルールは、平成23年7月26日から施行する。

厚木市自治基本条例推進委員会の職務について

1 自治基本条例について

(1) 条例の運用状況の点検（毎年度）

第10章 自治基本条例推進委員会

第38条 市長は、この自治基本条例の運用状況の点検を行うため、市民等で構成する厚木市自治基本条例推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 市長は、毎年度、この自治基本条例の運用状況について、委員会に報告しなければならない。

3 委員会は、この自治基本条例の運用状況について、市長に意見を述べることができる。

4 委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

自治基本条例は、厚木市の自治を進めるための基本的なルールを定めたものです。よって、市長等が行う行政運営は、この自治基本条例の趣旨にのっとり行われなければなりません。

そのためには、自治の基本原則や様々な市民の市政への参加、協働といったこの自治基本条例に規定されている規定の趣旨を十分に反映させて行政運営が行われているかどうかを点検する必要があります。

そこで、自治基本条例推進委員会を設置し、条例の運用状況の点検を毎年実施します。

(2) 条例の見直しに対する意見（令和3年～4年度に実施）

第11章 自治基本条例の見直し

第39条 市長は、委員会の意見を踏まえ、この自治基本条例の運用状況を評価し、4年を超えない期間ごとに、この自治基本条例の見直しを行うものとする。

2 市長は、この自治基本条例の見直しを行うときは、市民の参加を得て行わなければならない。

自治基本条例は、厚木市の最も尊重すべき条例であり、かつ、この自治基本条例の趣旨にのっとり自治を推進していくことが求められている以上、内容が時代遅れのものとなっていたのでは困ります。

そのため、市長には、常に、厚木市を取り巻く社会情勢をとらえ、市民ニーズを確実に把握することにより、この自治基本条例をその時代にふさわしいものとしておく努力が求められます。

そこで、市長は4年を超えない期間ごとに、自治基本条例推進委員会等市民の参加を得ながら自治基本条例の見直しを行うこととなっています。

2 市民参加条例について

(1) 市民参加手続の実施状況の点検・評価（毎年度）

（市民参加の点検及び評価）

第17条 実施機関は、この条例の適切な運用を図り、市民参加によるまちづくりを推進するため、市民参加の手続の実施状況について、点検及び評価を実施し、その結果を公表しなければならない。

2 前項に規定する点検及び評価は、自治基本条例第38条第1項に規定する厚木市自治基本条例推進委員会が行うものとする。

委員会では、市民参加手続の実施予定や実施状況に基づき、市民参加手続が条例に基づいて適正に実施されたか、市民から提出された意見等に対する実施機関の検討の経過が適正であったかどうかなどについて審議します。

(2) 市民参加手続の実施予定の報告（毎年度）

（市民参加の手続の実施予定及び実施状況の公表）

第16条 実施機関は、毎年度、その年度における市民参加の手続の実施予定及び前年度における市民参加の手続の実施状況を公表しなければならない。

市民参加条例上は、実施予定について点検を行うことは明記されていませんが、市民参加手続の適正な実施を担保するため、手続の実施前に委員会に報告を行っています。

そして、手続の実施予定を公表することにより、市民の参加の機会を確保するとともに、市民参加手続が適正に行われているかどうかを市民が確認することができ、政策等の立案における行政の透明性の確保及び市民の信頼の確保につながります。

なお、実施予定については、年度当初の広報あつぎで年間予定を公表しています。

公表後に新たに行うことになった市民参加手続については、その都度、委員会に報告の上、公表しています。

3 住民投票条例について

条例の運用状況に関する意見聴取（随時）

（意見聴取）

第23条 市長は、この条例の運用に関する事項について、厚木市自治基本条例第38条第1項に規定する厚木市自治基本条例推進委員会の意見を聴くものとする。

厚木市住民投票条例では、この条例を適正に運用するため、運用に当たって疑義がある場合などは、自治基本条例推進委員会の意見を聴くことを定めています。

住民投票の請求代表者は、署名を収集するために必要な住民投票実施請求代表者証明書の交付を、市長に対して申請します。この申請があった場合、市長は、請求代表者としての資格の有無の確認を選挙管理委員会に依頼するほか、自らは、請求しようとする住民投票事項が第3条に規定する住民投票に付することができる事項に該当すること及び第6条に規定する形式に該当することを判定します。

厚木市自治基本条例推進委員会に意見を聴くのは、この判定を行う時に疑義がある場合や、判定に基づき市長が行った決定に異議申立があった際、異議申立に対する決定を行う場合などです。

令和5・6年度厚木市自治基本条例推進委員会スケジュール（案）

回	月	開催日	審議案件	
			自治基本条例	市民参加手続の点検・報告
			運用状況の点検	
1	7月	7/5(水)		令和4年度市民参加手続の点検評価
2	8月	8/9(水) 17:30～ 委嘱式		
	8月 ～ 9月		令和4年度 自治基本条例運用状況調査 (事務局)	
3	10月	上旬	令和4年度 自治基本条例運用状況点検①	【随時】 市民参加手続(予定)の 報告
4	11月	上旬	令和4年度 自治基本条例運用状況点検②	
	11月 ～ 12月		自治基本条例運用状況 点検結果報告の送付 (事務局→各委員)	
	1月		自治基本条例運用状況 点検結果報告を庁内に通知 (事務局)	
5	2月	中旬		

回	月	開催日	審議案件	
			自治基本条例	市民参加手続の点検・報告
			運用状況の点検	
以下、参考（令和6年度の会議予定）				
1	8月	上旬		令和5年度市民参加手続の点検評価
	8月 ～ 9月		令和5年度自治基本条例運用状況調査（事務局）	
2	10月	上旬	令和5年度自治基本条例運用状況点検①	【随時】 市民参加手続(予定)の 報告
3	11月	上旬	令和5年度自治基本条例運用状況点検②	
4	11月	中旬	令和5年度自治基本条例運用状況点検（予備）	
	11月 ～ 12月		自治基本条例運用状況点検結果報告の送付（事務局→各委員）	
	1月		自治基本条例運用状況点検結果報告を庁内に通知（事務局）	
5	2月	中旬		

厚木市自治基本条例推進委員会による 厚木市自治基本条例の運用状況点検の方針

1 点検方法

厚木市自治基本条例第15条から第37条までの規定に基づき、市長等（職員を含む。）が行うべき事項に対して、実際に取り組んだ事項（関連する事業等を含む。）をまとめた運用状況報告書を厚木市自治基本条例推進委員会に提出し、厚木市自治基本条例推進委員会は、次に記載した点検の視点に基づき、厚木市自治基本条例の条ごとに点検する。

2 点検の視点

条例が意図していることと、市が実際に取り組んだ事業に相違がないか点検します。

（例）

自治基本条例

（行政運営の基本事項）

第15条 市長等は、自治の基本原則に基づき、**政策等の企画立案、実施、評価及び改善のサイクルを確立するとともに、各過程への市民の参加及び協働による行政運営を行うものとする。**

2 ～以下略～

条文の内容と、市が実施した事業を確認し、
条文の意図に則って行われているか等をチェックします。

市が実施した事業

事業名	目的と内容	実績
外部評価	学識経験者4人、企業の管理職1人、公募市民1人で構成される外部評価委員及び延べ58人の外部評価モニターによる「市民参加型外部評価」を実施。平成26年度からインターネットを通じた生中継とインターネット投票も実施し、市民参加度をより高め、市の事業を評価した。	外部評価は毎年度1回、2日間に分けて開催。 外部評価モニターは、年齢層、男女別のバランスを考慮の上、無作為抽出した1,750人の市民の皆様から参加者を募っている。令和元年度は、65人に応募していただき、2日間で延べ58人に参加していただいた。 会場傍聴者は延べ170人、動画視聴者は延べ1,010人、計1,180人の方に外部評価をご覧いただいた。 また、評価結果については、「拡大」1事業、「現行どおり」2事業、「要改善」5事業となった。

【第15条関係】

（行政運営の基本事項）

第15条 市長等は、自治の基本原則に基づき、政策等の企画立案、実施、評価及び改善のサイクルを確立するとともに、各過程への市民の参加及び協働による行政運営を行うものとする。

2 市長等は、政策等の優先性を考慮するとともに、厚木市の資源を最大限に活用し、最少の経費で最大の効果を挙げるよう行政運営を行うものとする。

3 市長等は、市民福祉の充実及び成果重視の視点により、行政運営を行うものとする。

〔運用状況〕

No	項	名称	目的と内容	R2年度実績
1	1 2	市民協働 事業提案 制度	市民活動団体と市が共通する地域課題又は社会課題を解決するため、役割分担を決め、協定を締結し、共に事業を実施する制度を運用した。	実施件数 9件
2	1 2 3	外部評価	学識経験者4人、企業の管理職1人、公募市民1人で構成される外部評価委員及び延べ58人の外部評価モニターによる「市民参加型外部評価」を実施。平成26年度からインターネットを通じた生中継とインターネット投票も実施し、市民参加度をより高め、市の事業を評価した。	外部評価は毎年度1回、2日間に分けて開催。 外部評価モニターは、年齢層、男女別のバランスを考慮の上、無作為抽出した1,750人の市民の皆様から参加者を募っている。令和元年度は、65人に応募していただき、2日間で延べ58人に参加していただいた。 会場傍聴者は延べ170人、動画視聴者は延べ1,010人、計1,180人の方に外部評価をご覧いただいた。また、評価結果については、「拡大」1事業、「現行どおり」2事業、「要改善」5事業となった。 1日目：外部評価委員（6人）、外部評価モニター（29人）、会場傍聴者（85人）、動画視聴者（260人） 2日目：外部評価委員（5人）、

				外部評価モニター（29人）、 会場傍聴者（85人）、 動画視聴者（750人）
3	2	行政改革	地方分権の更なる推進や 少子高齢化など社会情勢の 変化に的確に対応できる体 制を維持するため、第6次 厚木市行政改革大綱あつぎ 行政経営プラン実施計画に 取り組んだ。	平成27年度から令和2年度までを取組 期間としている第6次厚木市行政改革大 綱「あつぎ行政経営プラン」実施計画に ついて、令和元年度の取組を進めた。
4	2	市有財産 の有効活 用	未利用等で効率的利用が 期待できる市有地の有効活 用の推進を図る。	・先着順受付により市有地2物件の売払い を実施。うち1物件の申し込みがあった。 ・市有財産土地物件を貸付(貸付金額 32,707,280円)。
5	2	あつぎ協 働大学開 設事業	生涯学習を通じた活力あ る地域社会の実現のため、 市と市内の大学及び企業と の協働により、多様化、高 度化している市民の生涯学 習への要求に応える講座を 実施した。	【あつぎ協働大学の実績】 教養科目：1大学5回全25回 企業科目：3回 協働科目：2回 実践科目：0回（新型コロナウイルスの 影響で中止） 期間：5月～12月 延べ受講者数：2,679人
6	2 3	各課への 予算執行 方針の通 知と予算 編成方針 の明示	予算の適切かつ厳正な執 行を確保するため、留意事 項を各課に通知し、予算の 編成に当たっては、最小の 経費で最大の効果を挙げる ため、予算編成方針を示 す。	令和元年度予算の適切かつ厳正な執行を 確保するため、予算執行に留意すべき事 項を各課に通知した。 また、令和2年度予算の編成に当たって は、政策等の優先性を考慮しつつ、最少 の経費で最大の効果を挙げるための予算 編成方針を示した。

点検結果	<input type="checkbox"/> 妥当 <input type="checkbox"/> おおむね妥当 <input type="checkbox"/> 不十分
委員会 からの 意見	

厚木市市民参加条例に基づく令和5年度市民参加手続実施予定一覧

No.	対象行為	担当課	審議会	意見交換会	ワークショップ	意向調査	その他の手法	パブリックコメント	必要な手続数
1	厚木市住みよいまちづくり条例の一部改正	都市計画課	R6.3	R5.10				R6.5	パブコメ+2
2	厚木市市税条例の一部改正	資産税課		R5.8		R5.7		R5.9	パブコメ+2
3	厚木市地域福祉計画(第6期)の策定	福祉総務課	R5.4~ R6.3	R5.7				R5.11	パブコメ+2
4	厚木市障がい者福祉計画(厚木市障害福祉計画・厚木市障害児福祉計画)の策定	障がい福祉課	R5.8	R5.8		R4.11~ 12		R5.11	パブコメ+2
5	厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第9期)の策定	介護福祉課	未定	未定		R4.12~ R5.1		R5.12	パブコメ+2
6	「厚木市学校給食施設の整備方針」の改定	学校給食課	R5.6	R5.7				R5.10	パブコメ+2
7	(仮)第2次厚木市自殺対策計画の策定	健康づくり課	R5.9					R5.12	パブコメ+1
8	厚木市環境教育等行動計画の策定	環境政策課	R5.11	R5.8				R5.12	パブコメ+2
9	生物多様性あつぎ戦略の改定	環境政策課	R5.11	R5.8				R5.12	パブコメ+2
10	市立小・中学校の適正規模・適正配置推進計画の策定	教育総務課	R5.9~ R6.9	R6.11				R7.1	パブコメ+1
11	厚木市立三田児童館再整備に係る基本方針の策定	青少年課		R5.10				R5.12	パブコメ+1
12	第4次厚木市子ども読書活動推進計画の策定	中央図書館	R5.3~7		R5.9			R6.1	パブコメ+1
13	厚木市学校給食費に関する条例の一部改正	学校給食課	R5.7			R5.7		R5.9	パブコメ+2

厚木市市民参加条例に基づく令和5年度市民参加手続実施予定一覧(省略)

No.	対象行為	担当課	手続を実施しない理由 (条例第6条第7項)
1	厚木市介護保険条例の一部改正	介護福祉課	(4)事務又は事業の性質
2	厚木市営体育施設条例の一部改正	スポーツ推進課	(4)事務又は事業の性質
3	厚木市営体育施設条例施行規則の一部改正	スポーツ推進課	(4)事務又は事業の性質
4	厚木市の実施機関における個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準の策定	行政総務課	(3)法令で実施基準を規定
5	厚木市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正	公平委員会(行政総務課)	(4)事務又は事業の性質
6	まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂	企画政策課	(4)事務又は事業の性質
7	厚木市附属機関の設置に関する条例の一部改正	行政総務課	(4)事務又は事業の性質
8	厚木市財務規則の一部改正	財政課	(4)事務又は事業の性質
9	厚木市市税条例の一部改正	市民税課	(1)軽微なもの (3)法令で実施基準を規定
10	厚木市基準該当居宅サービス事業者及び基準該当居宅介護支援事業者の登録等に関する規則の一部改正	介護福祉課	(1)軽微なもの
11	厚木市印鑑条例の一部改正	市民課	(4)事務又は事業の性質
12	農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更	農業政策課	(4)事務又は事業の性質
13	厚木市建築関係手数料条例施行規則の一部改正	建築指導課	(1)軽微なもの
14	厚木市土砂等の適正処理に関する条例施行規則の一部改正	まちづくり指導課	(1)軽微なもの
15	厚木市火災予防条例の一部改正	予防課	(3)法令で実施基準を規定
16	厚木市火災予防条例等施行規則の一部改正	予防課	(3)法令で実施基準を規定
17	厚木市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部改正	教育総務課	(4)事務又は事業の性質
18	厚木市副市長事務分担規則の一部改正	行政総務課	(4)事務又は事業の性質
19	厚木市仮称未来館内装・展示整備業務に係る技術提案書特定委員会規則の制定	青少年課	(4)事務又は事業の性質
20	厚木市本庁舎敷地跡地等活用検討委員会規則の制定	行政経営課	(4)事務又は事業の性質
21	厚木市職員の時差勤務に関する規程の一部改正	職員課	(4)事務又は事業の性質

No.	対象行為	担当課	手続を実施しない理由 (条例第6条第7項)
22	厚木市火災予防条例の一部改正	予防課	(3)法令で実施基準を規定
23	厚木市養育医療に関する規則の一部改正	子育て給付課	(1)軽微なもの
24	厚木市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部改正	教育総務課	(1)軽微なもの
25	厚木市学校運営協議会規則の一部改正	教育総務課	(4)事務又は事業の性質
26	厚木市事務決裁規程の一部改正	行政総務課	(4)事務又は事業の性質
27	厚木市事務分掌規則の一部改正	行政総務課	(4)事務又は事業の性質
28	厚木市定数条例の一部改正	行政総務課	(4)事務又は事業の性質
29	厚木市文化会館改修PFI事業者選定委員会規則の廃止	文化生涯学習課	(4)事務又は事業の性質
30	厚木市立情報プラザ条例施行規則の廃止	情報政策課	(4)事務又は事業の性質
31	厚木市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正	情報政策課	(4)事務又は事業の性質
32	厚木市財務規則の一部改正	情報政策課	(4)事務又は事業の性質
33	厚木市が管理する公共施設に係る厚木市公共施設 予約システムの運用に関する規則の一部改正	情報政策課	(4)事務又は事業の性質

市民参加手続点検表(予定)

担当課名 情報政策課

<p>対象行為</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・厚木市立情報プラザ条例施行規則の廃止 ・厚木市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正 ・厚木市財務規則の一部改正 ・厚木市が管理する公共施設に係る厚木市公共施設予約システムの運用に関する規則の一部改正 		
<p>概要</p>	<p>厚木市立情報プラザ条例(平成10年厚木市条例第24号)の廃止に伴い、厚木市立情報プラザ条例施行規則を廃止するほか、情報プラザに勤務する職員の勤務時間の割振りや公共施設予約システムの対象となる公共施設についての定めなど、各規則の情報プラザに係る内容を改めるため、厚木市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則、厚木市財務規則、厚木市が管理する公共施設に係る厚木市公共施設予約システムの運用に関する規則の一部を改正するものです。</p>		
<p>必要とする市民参加手続の数 (規則第2条)</p>	<input type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃	<p>パブコメ+2以上</p>	
	<input type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等		
	<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等		
	<input type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等		
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃	<p>パブコメ+1以上</p>	
	<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	<input checked="" type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等	<p>パブコメのみ</p>	
<p>市民参加手続の実施 (条例第2条)</p>	<input type="checkbox"/> 実施する	<p>手法</p>	<p>実施予定時期</p>
<p>【市民参加手続の種類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他 	<input checked="" type="checkbox"/> 省略する	<p>理由 (条例第6条第7項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input checked="" type="checkbox"/> 事務又は事業の性質 	<p>具体的な理由</p> <p>厚木市立情報プラザ条例及び同条例施行規則の廃止の骨子に対するパブリックコメントや意見交換会、市民アンケートを実施済みであり、同条例の廃止に伴う各規則の廃止や改正のため。</p>